

第38回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成22年1月19日（火）
10時00分～12時10分
文部科学省16F特別会議室

〔出席者〕

（委員）前田主査，林副主査，足立，阿辻，内田，沖森，金武，笹原，杉戸，高木，
武元，出久根，東倉，納屋，松村，邑上各委員（計16名）
（文部科学省・文化庁）清木文化部長，匂坂国語課長，氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第37回国語分科会漢字小委員会・議事録（案）
- 2 意見募集で寄せられた「意見の概要」
- 3 意見募集における意見の内容一覧（基本的な考え方，字種の追加削除）
- 4 漢字小委員会における当面の検討スケジュール（案）

〔参考資料〕

- 1 「改定常用漢字表」に関する試案
- 2 「改定常用漢字表」に関する試案」に対する意見

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から配布資料4の説明があり，今後のスケジュールについて了承された。あわせて，今年度の「国語に関する世論調査」を用いて，追加予定字種を中心とした漢字についての意識調査を実施することが紹介された。
- 4 事務局から配布資料2及び3の説明があり，その後，「基本的な考え方」について，「字種の追加削除」について，の順に意見交換を行った。
- 5 次回の漢字小委員会は，1月29日（金）の午後2時から文部科学省16F特別会議室で開催することが確認された。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○前田主査

配布資料4について，何か質問ございましょうか。

○出久根委員

6,000人を対象とした意識調査を行うときに，ここで前回も問題になりました「^{がい}障碍」ですね，あれを質問の中に加えるというのはどうでしょうね。つまり，国民の皆さんが読めるか読めないかということだけでなく，「障碍」という表記に対してどういう気持ちでいるのかということも多少なりとも分かるんじゃないかと思うんです。今回，寄せられた意見もあるんですけど，どうもあれを読んでもよく分からないんですよ。障害者の方たちや，そこに従事する人たちの意見がほとんどで，ごく一般の人たちというのが，どういう気持ちでいるのかというのが全く見えてこないものですから，その調査でできないものかどうかどう

かという意見です。

○内田委員

読み書きの調査は直接はなさないということですが、それで私はよろしいと思うんです。漢字検定は、協会についていろいろと問題がございましたので、果たしてきちんとした調査が行われているのかどうか分かりませんが、級数を決めるときに、恐らく、使用頻度とか、常用漢字の、その中での順位だとか、そういったものを配慮して級を決めているんじゃないかと思うんですね。そのような調査も参考にはできないでしょうか。検定試験問題にサンプリングされる字、あれは読みを問うていますので、それもどれほどのきちんとした調査がされているか、検定が行われているか、私は全然データがないんですが、何か使えるデータになっていないかどうかという気もいたします。

○阿辻委員

漢字検定については随分騒がれましたけど、私は5年ぐらい前からあの組織の評議員に加わっておりますので、いろいろとかまびすしいことがございました。いろいろ御迷惑を掛けたこともあったかと存じます。

今、内田委員からの御提案であります、あのランク付けというのは、頻度数は一切問題の作成には考慮されていないはずであります。あの問題を作っているのは、別に作問委員会という組織があり、そこで作っております、どなたが入っていらっしゃるかというと私も存じません、秘密事項になっております。1級はこれこれこういう範囲、準1級はこれこれこういう範囲、2級は確か常用漢字表の範囲、それから下は小学校の学習指導要領に載っている学年別漢字配当表に応じて、例えば、小学校5年生までの漢字が何級というふうに、級を設けるという形でやっております。それぞれ年間に3回行われる試験において、問題を作っていくときに、頻度数とかということは作問には反映されてはおりません。ですから、漢字の正答率、誤答率がどれぐらいであるということは、協会のデータで分かるはずでありますけれども、それは要するに受けた人、年配の方から小学生までの中で、ある漢字がどれぐらい書けたか読めたかということを示すだけの話でありまして、作問に頻度数は反映されておられません。

○笹原委員

漢字検定ですが、阿辻委員がおっしゃるように、作問委員会で問題の作成が行われています。私も詳しいことは存じ上げないんですが、おっしゃるとおり2級までは常用漢字の範囲でやっていると聞いております。それで準1級と1級に関しては、常用漢字の範囲を超えて出題がされるということなので、その準1級と1級に関しては、何かデータがあるかもしれないんですが、ただし、準1級や1級を受けるような方というのは、漢字によほど関心のある方が多いようなので、一般の平均的な正答率というものからかなり、特に1級まで行きますと、掛け離れているような気がしております。

○阿辻委員

1級の出題範囲は、J I S 漢字に入っているという範囲、たまにJ I Sに入っていない文字を出題していることがあるようで、それはもう単なるミスだと思います。最高のレベルでJ I Sの6355字という、その枠の中で出題されているということです。

○林副主査

今、話が漢字検定の方に行っちゃいまして、出久根委員の大事な御指摘がこのままだと

宙に浮いてしまいます。一つ申しますと、この「碍」という字に関しましては、国民一般の意識ということも非常に大切なんですけど、主として障害者や、それに関係する方々のお気持ちを考えるということが非常に大事で、そこはこれまでもお話が出ていますように、その中にはいろんな御意見がございますので、この辺りはちょっと慎重に詰めていきたいと思っております。

そういうことでございますので、この今回の「国語に関する世論調査」につきましても、それをどう扱うかというところについては、よく慎重に判断をさせていただきたいと思っておりますので、国語課を中心に、漢字ワーキンググループの委員の考えにゆだねていただければ有り難いと思っております。

○前田主査

質問から意見に変わってまいりましたので、何か御意見がございましたら、続けておっしゃっていただければと思います。

○松村委員

今の「碍」は、字種で入れるとしている漢字ではないけれども調査をやれないかという御意見だったと思います。寄せられた意見をずっと読ませていただいて、音訓の方で「描く」という字に「かく」という新たな読みを入れるということが、ちょっと混同するのではないかという意見が結構多かったと思うんです。私自身もそんな思いもあるので、音訓で新しく入る読みの調査ということも一つ入れていただけないだろうかということを思ったので、申し上げておきます。

○前田主査

そのほか、何か御意見はございましょうか。(→ 挙手なし。)

それでは、今後のスケジュールと調査、現在進められているところですので、それにどのような配慮ができるかということは、これからの問題にもなりますけれども、一応ここでは、御説明をしていただいたということでよろしいかと思います。次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、後半の協議に入りたいと思っておりますので、配布資料2、3につきまして、事務局に説明をお願いし、その後で協議に移りたいと思っております。

(事務局から、配布資料2、3について説明。)

ただ今の御説明を受けまして、その説明についての質問を最初に受けたいと思っております。後で意見を伺う時間を設けますので、なるべく質問と意見とを切り離して、最初は説明についての質問をお伺いしたいと思います。(→ 挙手なし。)

よろしいでしょうか。それでは、この配布資料3、膨大な資料ですからなかなかまとめにくいんですが、事務局で、意見を複数書いてあるものにつきましては個々になるべく分類しまして、こういう形にまとめたわけです。元の意見は、ただ今の説明にもありましたように、参考資料2で確認していただけますので、必要に応じて参照していただければと思います。何か意見がございましたら意見を頂きたいと思っております。次回の会議でも引き続いて行いますので、最初の問題について今日は特に御意見を承りたいと思っております。配布資料2の分類を目安にして御意見を頂ければと思います。

いかがでしょうか、特に最初は「基本的な考え方」、「改定常用漢字表」という呼び方ですね。これをどう考えるかと、その辺りのところなど前にも意見を伺ったところでした。

ども、改めて御覧いただいて御意見を頂ければと思います。

○林副主査

今、「基本的な考え方」については御意見が出ないようなので、少しこういう点についてはどうかということで具体的に挙げさせていただきたいと思います。まず第1点ですが、この「改定常用漢字表」という名称、これについて意見が寄せられております。先ほど、氏原主任国語調査官からも御説明がありました中に含まれておりましたように、「改定常用漢字表」という名称はもちろん支持される方がたくさんいらっしゃるでしょうけれども、それ以外に例えば「公共漢字表」にしろとか、あるいは「基準漢字表」という名前がいいんじゃないとか、具体的な例を挙げて、この漢字表の名称を変えた方がいいという意見も少数ながらございました。この辺りについて、もし御意見があったら承りたい。ほかに何か御意見がないようでしたら、まずこの名称について御意見をちょうだいしたいということです。

○前田主査

名称の問題は何回も取り上げてきて、必ずしも非常にいいという意見がなかなか出にくかったわけですが、結局のところ前からの漢字表の性格の継続ということを重視した形で「常用漢字表」を生かすという立場になったわけですね。何かこの一般の方の意見を拝見しまして、考え方に何か変わるところがあるかどうかというところが、ポイントですけども、いかがでしょうか。

○林副主査

最初に御説明がありましたように、今回、次回は、できるだけ自由にいろんな意見をお出しいただいて、それを受けて、前回第1回目の意見募集の時と同様に修正の原案を作成したいと考えております。もし御意見がなければ、それに余りこだわる必要はなかろうと思いますから、次の話題ということになりますけれども、名称については特に本日御意見が出なかったということで、もう一度修正原案作成のところで、この寄せられた意見を踏まえた検討をさせていただくということでよろしいでしょうか。(→ 特に意見なし。)

○前田主査

それでは、その点はよろしいかと思います。

この一般の意見の中に、ルビや振り仮名についての使用にかかわる意見がありました。ルビや振り仮名の使用については、余りここで審議して意見をまとめていなかったように思います。それについては何か御意見がございましょうか。これは全体の基本にかかわる問題ですけども、何かございませんか。

○林副主査

ルビ等につきましては、ここで特にそれを取り上げてこれまで議論をしたということがございませんでした。したがって、この中にも余りそれについては書き込んでございません。しかし、新聞協会の意見の中にもありましたよね、「当面はルビを付けて使う文字が出てくる」というようなことを書いておられました。

○金武委員

そうですね、はい。

○林副主査

そういう考え方が出てくるのは当然でして、新しく増えた漢字というのは常用漢字表の中に入っていないわけですから、言わばそれが漢字の習得目標になっていないわけです。ですから、増える漢字というのは、今この時点で言うと、常用漢字表の中にある漢字よりも読めない方が多いというのはこれはもう自然というか当然ですから、入ったからと言ってそれをそのまま使うと心配だというような場合には、例えば新聞とか放送とかというところでは、一時的に皆さんがその漢字をお読みになれるような時期まではルビを付けるという対応の仕方ということも出てくるだろうと思います。そんなことを含めまして、それからそれ以外にも、もともとつまりその漢字とルビとの関係というのは、日本語の表記でやはりかなり基本的な問題でもありますので、もしその辺りについて何か御意見があったら伺っておいて、それも修正原案を作るときにいろいろ検討させていただきたいと、そういうことでございます。

○阿辻委員

この間の漢字ワーキンググループの中で、雑談という大変な言い方ですが、「ルビ」という名称が余り一般の社会には定着していないという見解をお示しになった方がいらっしゃいました。漢字ワーキンググループで、これから「ルビ」という言葉を使うかどうかということも検討の視野に入れていくということで合意はされているんですが、改めて委員の皆様にも、「ルビ」という言い方が社会的に定着しているとお考えでしょうか、それとも、「ルビ」というのは余り一般には浸透していないとお考えでしょうか、その辺のことをお教えいただければと思います。

○邑上委員

浸透しているように思うのですが、かなり使っているように思います。例えば、教科書を新しく改訂する折に、教科書検定がかかわります。その折には、すべての教科書で出されている漢字の中でルビをどのぐらい使用しているのか、などということを調べることがあります。やはりルビがプラスになる子と、かなり煩雑になり、ルビがある漢字というのは読めていいのだけれども、黒板に書いて子供はそれを写せないというような矛盾が出てきたりするんですね。ですから、現場にとってはなるべくルビがあるような漢字を増やしたくないという意味で、ルビがどのぐらいあるかということをお調べすることがございます。そうなので、「ルビ」は…。

○阿辻委員

私のお尋ねしたいのは、「ルビ」という名称そのものが浸透しているかどうかということなんですが…。

○邑上委員

ええ、学校現場では浸透していると思います。

○東倉委員

私は一般には浸透していないと思います。「振り仮名」という方が普通です。

○武元委員

教科書でも説明を付けるときには、「振り仮名」というのが大半だと思います。

○前田主査

「振り仮名」と言う方が、ですか。

○武元委員

はい。巻末の漢字表の説明のときなど、「振り仮名」としています。

○前田主査

この「振り仮名」、「ルビ」の使い方は、余り議論に出ることは少ないかと思いますが、ある程度常識的な線というのはあると思うんです。分野によっては「ルビ」を非常に多く使うところもありますし、余り使わないという分野もあります。常用漢字表にある漢字だからルビなしで皆理解されるかという、必ずしもそうでないと考えられる場合もあります。教科書などの場合には、人名の場合ですね、これは難しい読み方の人名って当然あるわけで、これはもうルビなしではちょっと困るというふうなことがあって、規定は難しいにしても、ある程度は常識的な線というのはあると思うんです。その辺のところはいかがでしょうか。

○足立委員

一般的には、教科書その他では「振り仮名」という言葉が使われており、「振り仮名」というのが一般的だろうと思います。けれども、私は「ルビ」という日本語がある以上は、「ルビ」という言葉も残すべきだと思います。「振り仮名（ルビ）」でもいいですけれども、「ルビ」という言葉を日本語の中からなくしてしまおうということはいけないんじゃないでしょうか。「ルビ」という言葉が一般に通用しているのであるならば、残すべきであろうと私は思います。

○林副主査

もしこのことを何かどこかに書き込むとしますと、どの名称で書くか、「ルビ」か「振り仮名」かということですが、実はもう一つは「読み仮名」というのがあるんです。どうしてかと言いますと、漢字の脇に振るのは「振り仮名」ですけど、漢字の後に（〇〇）とありましょう、あれをまさか「振り仮名」とは言えないものですから「読み仮名」と言ったり、実はいろんな言い方がありますので、書くとしたらどんな言い方が分かりやすい、あるいは一般的かというようなことで、今ちょっと名称が問題になっているんです。

本質的な問題は、この日本語の表記に関して、今回のこの答申の中で何かこの「振り仮名」、ないしは「ルビ」、ないしは「読み仮名」、こういうことについて言及した方がいいかどうか、もし言及するとすればこういうぐらいに、こういうふうなことを書いておいた方がいいというようなそういうふうな御意見があったら是非承りたい。

○内田委員

先ほど林副主査が言われたような方向で、新たに入れるとすれば、習得段階でちょっと入れるのはいいだろう、そういう原則で、ルビあるいは括弧して振り仮名として振るということはいいいだろうと思います。ただ、基本的に私は、やはり漢字はそのままの形で見せたいと思っているんです。

実は、1歳半くらいの幼児を対象とした教材を開発しております。今、英語教育が入るということで、編集者側は英語も早くから入れたいというんですね。私は英語の文字は入れるな、英語は耳からだけ聞かせようと言っています。それから、文字も片仮名に平仮名でルビを振る、これもやめてほしいと言っています。やっぱり実際に私たちが使っている

ような文字文化に触れるということで、そのままの形で行ったらい。漢字は幼児期の終わりに入ってきますけれども、その場合も子供は漢字の方がよく読めます。書くことを求めない限りは、複雑な文字ほど判別の手掛かりがありますので、字形の学習は容易です。漢字教育のプログラムである「石井方式」では、幼児期の終わりには杜甫や李白の漢詩がすらすら読めてしまいます。これは遊びの中でやっていると、非常に難しいものも、読むということに関しては耳からちゃんと聞きますので、非常に判別しやすいということがございます。

ただ、新聞は、やはり最初新たに加える文字についてはルビを振って対応していただき、定着したらそれは外していくというのがよろしいだろうと思います。

○東倉委員

ちょっと二つの問題が今混同されています。「ルビ」という言葉自体と、それからルビを付けるというその漢字の表記の問題という、二つ問題がありますね。

○林副主査

お聞きしたい項目がたくさんあるものですから、できるだけそれぞれの項目について、御自由な御発言をちょうだいした上で、それを最後にまたまとめるということをしていただきたいと思いますので、時々こういうふうに次の話題に移っちゃうということがありますけれども御勘弁いただいて、その代わりちょっと待てということがあったら、どうぞ御自由に止めて御発言いただければと思います。

名称の問題もここで決着しているわけではございませんので、どういうふうにかくかということは今のような御意見を伺って、もし書くとすれば、原案のところでお示しすることによってさせていただこうと思います。

○前田主査

そういうことでよろしいでしょうか。(→ 委員会了承。)

○林副主査

「基本的な問題」に関しましては、たくさんの意見を頂いておりますので、まず名称について御意見を伺わせていただきたいと思いますということで最初に話題にいたしました。2番目にルビ、振り仮名あるいは読み仮名についてはいかがでしょうかということで伺いました。ちょうだいした意見の中にはいい御意見が、先ほど氏原主任国語調査官からもありましたけれども、非常にいい意見、それからよくここまで見てくださったというような意見が幾つもありまして、その中でやっぱりここでお聞きしておきたい、あるいは御確認をお願いしたいということが幾つかございます。

その中の2点、これはちょっとそういう方向でよろしいかどうか御了承いただきたいということです。まず、試案の中の表現、書き方、言葉遣い等ですね、そういうことについて意見を寄せてくださった方があります。こういう部分に関しましては、ここでそれを具体的にお示しして御意見を伺うというのは非常に時間も取りますし、話が非常に複雑になりますので、それについては寄せられた御意見を受けてもう一度漢字ワーキンググループで検討いたします。その結果として、修正原案の形でお示しをするということで、その点については漢字ワーキンググループの検討にいったんゆだねていただくということでよろしいかどうか、ということが1点です。

それからもう一つは、この漢字表の配列についていろんな御意見がありました。前回もあったのかどうかちょっと記憶がはっきりしないんですけど、今回これが非常に気になり

ました。現在の配列は、これまでの常用漢字表の配列と同じ考え方にのっとってやっておりまして、これですと御覧いただいているんですけど、今回例えば部首の順序、画数、簡単に言っちゃうと字形配列というような御意見も中には混じっていたりいたしました。この漢字表における漢字の配列について、部首別の配列なんかを提案されたものもありました。こういうことも、先ほどの表現の問題と併せて漢字ワーキンググループでもう一度確認と検討をさせていただきたいと思っております。その辺りについても、意見があったということを御披露するのと同時に、こういう方向で進めることを御理解、御協力いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○前田主査

今の点についてはいかがでしょうか。どなたかございませんか。常用漢字表の形式はかなり浸透してきていて、今の形を基にすれば、こういうふうな形というのが一番分かりやすいかなと個人的には思っているんですが、部首別にした方がいいという御意見もあったということです。よろしいでしょうか。特に御意見なければ次に行かせていただきます。(→ 挙手なし。)

それでは、先に進ませていただきます。これから非常に難しい問題がいろいろあるわけですが、2番目に字種の追加削除、これは244件もあって非常に多いわけです。その中で、追加の希望が多かったものにつきましては、「^{はり}玻璃」の「^{たか}玻」、それから「障碍」の「^{たか}碍」、それから鳥の「鷹」、この3字についての追加希望が多かったわけですが、これについてはたびたび議論はしてきたわけですが、改めてこういうふうな御意見のあるのを御覧いただいて、何か皆さんの御意見がありましたらもう一度伺わせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○林副主査

本日のこの配布資料2のちょうど真ん中辺りに具体例が挙がっておりますので、そのところをちょっと御覧になりながら、まず、特に今回追加希望のあった、「玻南ちゃん」という名前に使いたいというこの「玻」という字と、それから「碍」、それから「鷹」、この辺りの御意見をちょうだいしたいということでございます。

○前田主査

お読みいただいていたらお分かりかと思いますが、この「玻」の字は「はな」という名前をこの字を使って書きたいということから出発しまして、こちらにこの「玻」の字を入れてほしいという意見が多数寄せられているわけです。これについて、何か御意見はございましょうか。

○金武委員

この「玻」については、前回追加希望0がいきなりこれだけになったのはどういうことかとちょっと驚いたんですが、それは名古屋の方で、自分の子供にこの名前を付けようとしたら戸籍で受け付けられなかったので裁判所に申し出て、結局高裁まで行ったけど却下されたということなのですね。今、最高裁に抗告されているようですけれども。私は親が自分の子供に付ける名前を、できるだけこの字を使いたいという場合には尊重すべきだと思うのですが、常用漢字に入れる理由と名前に付けたいという理由とは多少違うところがあると思います。そして、これは人名用漢字に追加する要望というのが妥当であるということで、現在の人名用漢字を見ても、確かにこれよりも難しい字がたくさん入っており、そういうバランスを考えると、これを追加してもいいのではないかという気がしますので、

これは常用漢字ではなくて人名用漢字に追加する方向の検討が必要だと考えます。

したがって、漢字小委員会の役割ではない。最高裁で認められれば、人名用漢字に追加されることになると思いますので、それを見守るという形でいいのではないかという気がいたします。

○出久根委員

今回、この「玻南ちゃん」の問題で初めて分かったんですけれども、人名を付けるときに常用漢字の中から使ってもいいという。私は人名用漢字と常用漢字というのは別のものだと思っていたんです。ところが、やっぱり人名用漢字にないものでも常用漢字に入っている字であれば使えるというのが、今回の、この「玻南ちゃん」のことで分かったんで、改めてそう考えますと、今回、常用漢字から削除されたこの5字ですよね、これを今まで名前に付けている人というのはいるんでしょうか、その人たちは、これを削除した場合にどういう不都合なことが起こると考えられるんでしょうか。

○阿辻委員

かつて私、人名用漢字の見直しの委員会に金武委員と氏原主任国語調査官と甲斐元国語分科会委員もいらっしゃいましたが、その委員会に出ておりましたときに、「悪魔ちゃん騒動」というのがございましたが、あの時に「悪」も「魔」もどちらも常用漢字に入っている漢字なので、その「悪」とか「魔」という文字を子の名に使うこと自体は規定に合致しているわけです。結局、最終的に法務省が受理しなかったのは、その委員会で法務省から承った説明によりますと、親は子供の将来の幸せを祈る義務がある、子供に「悪魔」という名前を付けることは、その子供の将来の幸福を祈願しているとは認定できない、それゆえに、親の権利、親権の乱用という理由であの名前は受理されなかったんだということでした。

ですから、常用漢字に入っている漢字はどれでも自由に組み合わせて使える、原則的にはそうなんだろうけれども、「病」とか「死」とか「苦」とか、そういう漢字ももちろん常用漢字に入っていますので、それを命名という状況に応じて使うかどうかは、それはもちろん出生届を出す人間の認識の問題でありますけれども、常用漢字だからそのまま子供の名前にふさわしいというふうには100%ストレートには行かないわけです。

この「玻南ちゃん」の、「玻璃」の「玻」という漢字をめぐるのは、これまでの候補字を選定する基準がありましたから、SとかAとかいうあの基準に照らしてこの文字をどのように認定するか、そこからの出発でありまして、今回のコメントを拝見していても、何かすごく親御さんの気持ちが分かるとか、いい名前であるとか、という理由で、これは全く常用漢字の選定としては論外の理由でありまして、もちろんそれは人名用漢字の問題は法務大臣の省令で決まる話ですので、法務省へ申請する話であり、こちらに要望するのはお門違いであると考えています。ちなみに事務局では「玻」という字の出現頻度数とか、そういうデータはお持ちでしょうか。お持ちなら、教えていただきたいんですが…。

○氏原主任国語調査官

机上にあります、この『漢字出現頻度数調査（3）』の中に出ています。

○阿辻委員

順位は何位でしょうか。

○氏原主任国語調査官

3,900番台だったと思います。

○高木委員

通し番号のページで155ページの下から二つ目，3,949位です。

○阿辻委員

155ページですね。出現頻度の面からも当然救われるレベルの文字ではないですね。

○前田主査

そのほかの字についてはどうでしょうか。「鷹」という字についても、前に議論しているわけですが、これについては何か御意見ございましょうか。

○金武委員

先ほど出久根委員も言われましたけれども、この常用漢字から削る漢字の中に、例えば「銑」なんかは「銑十郎」という、お名前の方がいたような気がします。いずれにせよ、これが削られると名前には付けられなくなるということになりますので、その辺のところは何かでフォローするというか、これを削るについての人名用漢字との関係は、何らかの説明があってもいいんじゃないかと思います。

○前田主査

「鷹」という字を入れなかったことについては、前にも議論して一応の立場を示したつもりですが、前よりは意見、希望が増えたわけですがけれども、何か改めて意見を見て、いかがでしょうか。

○金武委員

「鷹」については、前回とほぼ同じ数で、大体同じ自治体から同じような要望がなされているというふうに見えますので、前回追加しなかった理由とそれほど変わる状況ではないと思います。つまり、ちょっと恨まれるかもしれないけれども、固有名詞は自由に使えるわけですから、入れなくても実際問題としては支障がないのではないかと思います。

「碍」についても、ほとんど一般の方ではないんですけれども、障害者関係の方からの数が非常に増えているということと、先ほど言われましたように政府でも「障がい者制度改革推進本部」という会議を立ち上げて表記についても検討するということになっておりますので、これはこの漢字小委員会だけで考えるというよりも、やはりそういう広い立場と言いますか、障害者団体の中でも必ずしも一致しているわけでもないように聞いておりますので、そのところは、政府の会議で、そういう話合いがあればそれを見守るというのがいいのではないかと考えています。

○内田委員

私はそれとは逆でして、前回も申しましたように、やはりこの「碍」の字を入れていただきたい。

今回、この寄せられた意見を全部読ませていただきまして、やはり先ほどの御意見に目が止まりました。その方の論点というのは、改定常用漢字表が想定されるべき国民の国語能力にも非常に大きな影響を与えることになるということをお大前提にした上で、「障がい者制度改革推進本部」で今検討中であり、障害者団体にもいろんな意見があるゆえに、「漢字小委員会」で先行して判断すべきでない」という結論を出しておられるんです。そして、こ

の方の文字遣いを見ていると、すべて御自分の意見のところは「害」を使っておられるんです。私もこの漢字小委員会の委員になるまでは、うっかりと「害」の字を使うことが多々ございました。しかし、やはり文字のニュアンスというのを感じまして、この「害」を使うということは本当に良くないんじゃないかなと、社会的な偏見、つまり周りに害を与える厄介者というニュアンスが非常に強いので、やっぱりこれは良くないなと思って、いろんな辞典、障害児心理学という領域があるのでその分野で調べてみたんですが、やはり「碍」の方を使っているか、「障がい」と交ぜ書きにせざるを得ないということで、辞典では交ぜ書きが使われているという状況です。

先ほど氏原主任国語調査官から、「障がい」という交ぜ書きについての鳩山首相の言葉を披露していただきましたけれども、それは平仮名を使うことに意味があるということではなく、「害」を使わないことに意味があるということを使うための表現であったと私は受け止めていました。やはりこの「改定常用漢字表」の中に「害」しか入れていないからこそ、「障害」と当て字になってしまうので、「害」を入れるなら、「障害」が使われないように「碍」は入れるべきではないでしょうか。

「碍」に関しては、障害を持っていられない方も持っていられない方もコメントしておられましたが、障害のある方のほとんどは「碍」を入れてほしいというものでした。恐らく、私が漢字小委員会の委員でなかったら、やはりこのようなコメントを寄せただろうと思います。今回はこれらを拝見して、ますます入れていただきたい、強く希望したいと思います。

私自身は、「碍」の問題は、漢字小委員会の仕事であると思うのです。つまり、国民の国語能力についてだけではなく、やっぱり社会的な偏見を引き起こすような、それを残してしまう危惧を絶つために、むしろ、この委員会で積極的に取り入れ、ある種の価値観というのを示していくということは大事なのではないかと思います。

○武元委員

以前にも申し上げたことがあったと記憶しているんですけど、「碍」を入れた場合には、用例のところに「障碍」という言葉をその文字を使って示さないと、意味がないという感じになるんじゃないかと思うんです。前に氏原主任国語調査官から、そういう団体自体も全部が全部、「碍」を歓迎するものではないという話を伺ったことがあるんですけども、その辺りのことをもし御存じあればもう少しお聞かせいただきたいと思います。

○氏原主任国語調査官

以前にお話しした時と、全く同じ状況です。団体によって「碍」が望ましいとしているところもあります。それから「碍」もやはり同じように妨げという意味で、ただ「害」と違うのは、「害」の場合には「災害」とか「害虫」とか、要するに災いとか、損なうとかの意味などもあって、「害」の方が意味が広いということです。ただ、「碍」としても妨げということですから、同じような意味になるので、「碍」を使うことには必ずしも賛成できないという団体もあります。また、「碍」を使っても、「害」を使っても同じような意味になるので、むしろ、それを避けて平仮名書きにしたいという団体もあります。そういったところは交ぜ書きの形で「障がい」と書いているわけです。さらに、もう一つの意見としては、そもそも「しょうがい」という言葉自体を使うことがどうなんだろうか、もうちょっと新しい言い方を考えるべきじゃないかという、そういったことをおっしゃる方もいます。鳩山首相のお話を先ほど御紹介申し上げましたけれども、鳩山首相の御発言の中にも、「例えば」ということでしたけれども、「チャレンジド (challenged)」という言葉も挙げてお話しになっていたということで、それがいいかどうかは別ですけども、「障害」

という言葉に代わる言葉を考えていくべきじゃないかと、そういう考えの方もいるということです。「害」のままでも問題ない、あるいはその方がむしろいいとおっしゃる方もいるというような状況で、いろんな御意見があるということです。

ですから、先ほどこちよっと申し上げましたけれども、あるいはこの指摘の中にありましたが、「障がい者制度改革推進本部」ですね、ここでその「障害」の表記の在り方について検討するということが明記されていますので、当然そこでは障害者の方々、いろんな考え方の方たちを集めて、どういう在り方が望ましいのかということが検討されるわけです。今、内田委員からはそれとは別に国語分科会あるいは漢字小委員会が、自分たちの仕事としてきちっと引き受けて考え方を出していく、それが必要じゃないかとおっしゃったわけですが、一方で、閣議決定までしている事柄ですので、政府全体の問題になっているわけです。そういう中で、逆に、国語分科会が先に考え方をしてしまうということがいいのかどうかという、そういう問題もあると思います。ですから、その辺りは今日のところは最初に前田主査からお話がありましたように、自由に御意見を出していただくということです。委員の皆様がどのようにお考えなのかということをもっと出していただいて、こういう状況の中での国語分科会の望ましい態度について御議論いただきたい。これは、ある面で社会の在り方との関係ですよ、そういった方たちを社会全体の中でどういうふうに呼んでいくことが望ましいのかということです。純粋な漢字の問題とかなり違う側面があることも事実ですので、そこについてどういうふうに考えていくのかということなのだと思います。それについて、内田委員は明確に、これは漢字小委員会として決めていくべきだとおっしゃったわけです。この辺りについては、是非御意見を頂いて、いずれ何らかの形で考え方を出していかなければいけませんので、この辺りについてはもう少し御意見を頂いておかないと、多分漢字ワーキンググループでもなかなか考え方をまとめていくことは難しいと思います。

○納屋委員

今の「碍」に関しては、臨時国会の鳩山首相の所信表明演説の段階でも、障害者の問題を取り上げていらっしゃいました。新聞発表の時にも、そこを交ぜ書きで「がい」というふうに平仮名書きにしてあったので、私もその段階で、「ああ、平仮名で書くのか」というふうに目にしました。その段階からこの問題は難しいと思っていて、12月の段階で、先ほどから御指摘があるように「障がい者制度改革推進本部」も設置されているわけですし、この動きについて、漢字小委員会の方が先行して決めていくという動きではない方が私はよろしいと考えています。

字種の問題のことにに関して、「玻」については、金武委員が人名用漢字の問題ではないんでしょうかという方向性は言われているのですが、どうしても字を増やす方向で動いた方が差し障りが少ないのではないかなってくるおそれもある。でも一方では、教育の方では、数は増やさないというやはりぎりぎりのところに来ているのではないのでしょうかという意見も現にあるわけなので、その辺りとの関係もございますので、総合的な観点から、もうしばらくいろんな動き、世の中の動きのこともあって、それも踏まえた上で行かなきゃならないものもあるんじゃないかと思うんです。特に「碍」についてはやっぱりそういう感じを受けました。

○足立委員

「害」の字ということですが、障害者の方々にとっては、大変その字^{そん}に対しての思い込みがあるわけですから、是非、「碍」の字、文字の持っている意味を十分忖度していく必要があるのではなかろうかなと思うんです。ただ易しく書けばいい、交ぜ書きにすればいい

ということではなくて、やっぱり古来から持っている文字の意味というものを生かした常用漢字にしないと、知らず知らずに「害」という字を使っているというところに問題があるわけですから、古来から持っている文字の意味というものを十分考えながら、この常用漢字の中にも入れていくべきだろうと思っています。是非ともそういう方向で御検討いただければ有り難い。

あらゆるものが簡略化されてきて、言ってみると、たくみの技術、たくみの技法もなくなってしまう。例えばの話、こういう本も今流にこう易しく、こういう場合はこの無線とじの本でいいんですけれども、本来はもっと重要な上製本のようなものも、日本の技術からはなくなっていつてしまっているわけです。そういうものも私は残していく必要があるだろうと思うんです。そのためには、文字という文化の原点にあるものも、私はその中に残していかなければ、日本の文化も廃れていくんじゃないかなというふうに思っていますので、私は字数を減らすということではなくて、文字の持っている意味というものを十分に考えながらこういうところに入れていくべきでなかろうかなと思っています。よろしく御検討いただきたいと思います。

○出久根委員

私どものこの漢字小委員会というのは、やっぱり今の時代を反映させた言葉を入れていくというのが本当の基本だろうと思うんです。言葉自体はそもそも古いものです。ただ、今の時代の生活に合わないものというのは余り使われなくなるんで、これはもう削除してもしようがないと思うんです。けれども、例えば「障害」の「害」なんていうのは、10年前ぐらいはこんなことは言われなかったわけです、こんな「害がある」なんていうことはだれもそういう意味を考えもしなかった。ところが、ここへ来ましてにわかに出てきたということは、そういう時代になったということです。言葉の意味を一つ一つ私どもは知らず知らずに使っていたけれども、よくよく考えてみればこういうことがあったんだということに気付いたわけです。これはいいことだろうと思うんです。私どもの漢字小委員会というのは、そういうものをすくい上げていくという役割もあるんじゃないかと思うんです。これを一概に、それはちょっと言葉としては…、というんじゃないしに、一応そういう声が上がってきたからには、私どもも一応は全部検討してみて、そして削除するなり、入れていくなり、追加するなり、そうすべきだろうと思います。

ですから、「障害」という言葉の問題というのは、今回は一番大きいことじゃないかと思うんです。なまじ先送りして、例えば政府がどういうふうに出るかというよりも、私どもの姿勢というのはやっぱり示すべきだろうと思うんです。いろんな意見が出たということだけでもいいと思うんです。反対もあり、賛成もあったということで、これが出ないこと自体がやっぱりおかしいことだろうと思うんです。

○東倉委員

「障害」についてですけど、「障害」というのは、漢字の問題じゃなくて、障害に代わる新しい言葉をこれから出していかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。そうしなければ、社会的にもその障害というものに対する見方も変わり得ないんじゃないかと思っていまして、これは漢字の問題じゃないということで、ここでは政府でそういうことも検討を開始されたわけですから、その状況を見守りたいと私は思います。

○納屋委員

明治のものなんかを読みますと、例えば鷗外おうがいの小説なんかでは、「障碍」と「碍」で書かれて、ちゃんと小説の中にも出てきます。そういったものでルビを振ってあって読んでい

るというのが、私たちの一般的な形ではなかったんじゃないでしょうか。その点で、常用漢字のことだけで言っていると、「碍」という字が全く目にしないようなというふうに思われるかもしれないけれども、そうではなかったと私は思っています。

ただ、教育の方の動きで言えば、学校の在り方としても、いわゆる健常者、障害者の問題については、もう「特別支援学校」というような形でもって、一つはそんな差別的な在り方ということについてはやはりあってはならないだろう、同じ人間としてというベースはもうできていると私は思っています。ですから国としてこれから様々な形で、今、東倉委員もおっしゃったんですが、施策が出るというふうに思えてなりません。したがって、常用漢字の中に「碍」が入ればそれで良かったということじゃなくて、当用漢字の段階では、やはりその当用漢字の段階で漢字を少しでも分かりやすいようにという段階があって、「害」を当てていた、そういう経緯があるんだと私は思っています。ですから、慎重な形で動きの方が私はよろしいと思うので、先ほどのような形で、もうしばらく様子を見た上でということを発表しました。

○松村委員

私は、常用漢字そのものをできるだけ増やさない方向でという、ずっとそういう意見を持っていたものですから、その中で、「碍」という字の造語力の問題とか、それから「害」がマイナスイメージが非常に強いということで、今世の中のいろいろな使われ方の中では、交ぜ書き表記ができるようになっていて、やっている。ですから、加える必要はないのではないかと前回、申し上げました。今回、本当に寄せられた意見を全部私も読ませていただきました。その中に、交ぜ書き、平仮名表記は、障害を持っている方自体は哀れみを掛けられている、見下したようなそういう意図を感じるというような御自身のお考えを示されたコメントが幾つもありました。そういう中で、私はやはりさっき足立委員が言われたように、私自身がそういう痛みを持たない立場で不用意に使っていたのかなということも、ずっと揺れながら考え続けていたんです。私自身も、もう今は違いますけれども、去年の3月までは特別支援学級を併設する学校に勤務をしていて、そういう差別意識を持たない子供たちを育てるということを大きな目標として、自分ではいつも取り組んできたつもりでいたし、そういうふう子供たちにも話してきました。そこでは、結果的には、「障害」の「害」の字については、やっぱり交ぜ書きにしていっただけです。都やあるいはいろんな区の種類もすべてそうですから、そういう形で定着している中でというのは、どうしても私の中にあったんです。

ここで、「碍」を常用漢字に入れることで、「碍」にもやっぱり妨げという意味があるわけですね。その障碍という言葉の意味を逆に固定してしまうような漢字を、こういうふう前よりもこの形で和らげているからというようなことで、逆の意識も芽生えないかなという心配があります。基本的には、私はやっぱりほかの言い方があるのではないかな、もっとそういう方向で、障害を持っていることに意識を深めていくというか、そういう方向での議論も必要なんじゃないかなということなんです。

結論は本当に出ないんですが、「碍」の字を常用漢字に入れることで、考え方が一つ固定化してしまうということの懸念もどうしてもぬぐい去れないので、常用漢字に入れることに賛成、入れないことに賛成ということでの意見の表明はちょっとできません。やっぱり「障がい者制度改革推進本部」の判断を見極めるまでというような、このコメントに賛成する立場で、ちょっと意見だけ述べておきたいと思います。

それから、「チャレンジド」ですか、何かそんな話が出たときに、すぐに新聞の「声」という読者の投稿欄に、「何にでも挑戦せよ」というような意味合いのこの言葉には、とても反対である」という障害者自身の御意見が寄せられていたことがあったんです。ですから、

漢字を当てるだけではなくて、言い換えも本当に厳しい問題だなと感じています。

○内田委員

今の御意見、そのとおりだと思うのですが、意味の点では、このコメントにもたくさんございましたが、碍子の「碍」、妨げるというよりは止めるという意味だと思うんですね、ニュートラルな。でも、「害」の方はニュートラルではない。そこで、幾ら交ぜ書きにしても、私たちは「がい」の裏に「害」を浮かべてしまうような世代です。ですから、いずれ別の言葉で置き換えられても、「痴呆症」が「認知症」と置き換えられましたが、それでも「認知症」の裏に、「痴呆症」の文字をいつも漢字として、浮かべるというようなことは、「認知症」が定着するまではしばらくは続くだろうと思うんです。やはり交ぜ書きは良くないと私は思っておりますので、それも含めてやはりこの「碍」というのは復活させていただきたい。意味を考えて、幾ら同じと言っても違うわけです。「碍」の方がニュートラルなんじゃないかなと思うんです。

○阿辻委員

「碍」がニュートラルというのは違うと思います。

○内田委員

違いますか。

○阿辻委員

はい。「碍」は明らかにマイナスイメージの文字です。

○内田委員

そうなんですか。

○阿辻委員

はい。「碍」は妨げです。

○前田主査

中国の漢字としてはそうなんですね。

○阿辻委員

止めるという意味ではありません。妨げるという意味です。

○内田委員

そうですか。

○林副主査

今のことにに関してちょっと申しますと、語源というのは本来の意味ですね、足立委員のおっしゃった御意見、私も本当に共感するところで、本来の意味は非常に大事なんです。しかし、生活感覚というか普通の人の使う感覚で言うと、その字がどういう言葉に使われるかということが、その字のイメージや語のイメージになっちゃうんです。だから語源も大事なんだけど、使われ方も非常に大事だということで、実はなかなかそのところには結論は出しにくいというのが実際に、それで皆さんいろいろ議論をされるんだろうと思い

ます。

○阿辻委員

79歳の方でしたっけ、障害物競走は「障害物競争」と書かれていたと書いてありました。それが当用漢字、常用漢字に入らなかったから、同音の書換えの例として「障碍→障害」と挙がっておりますけれども、通行の妨げになるものを一杯置くレースを「障害物競走」と呼んだわけですね。その障害物競走を「碍」で書くのは、「碍」の文字の本来の使い方として正しい使い方です。現在は常用漢字に入っていないから、それを「害」の字で書くんです。例えば、オリンピックなんかでも「3,000メートル障害」なんていう競技がありますけれども、「3,000メートル障害」という表現に関して、「害」を使うことに対するクレームってないはずなんです。それは、だれだって書換えであることが分かっているからです。ハンディキャップをお持ちの方に対して「害」を使うということが、今議論になっているだけの話でありまして、「碍」の文字が妨げであるということに関しては全く間違いない、そのとおりの話です。

○出久根委員

私は、小学校時代は昭和27、8年ですけども、小学校の運動会でも「障害物競走」というのがプログラムにあり、「碍」を使っていました。

○阿辻委員

それは当時の当用漢字を守っていないだけの話だと思います。

○出久根委員

守っていなかった、ええ、そうなんです。それは恐らく先生が戦前の人でしたから戦前教育の時のまま「障碍」を使っていたんだと思うんですよ。でも、子供たちはそれを不思議にも思わない。「障害物競争」の「障碍」というのは、これなんだなというふうに覚えたと思います。

○松村委員

ちょっと「碍」とは全然関係ないところで今、「障害物競走」という話が出ているので、一言だけ。今は「障害物競走」とかというレースそのものが、「害」を使うにしろ使わないにしろ、どこの学校でもやっていないと思うんです。やっぱり障害を笑うというか、そういうことにつながるからでしょうか。

○阿辻委員

その競技はないんですか。

○松村委員

今、競技の中では、同じように何か跳び箱で遮ったりとか網を掛けたりとかいろんなことはあるけれど、それは「野越え山越え」とか何かネーミングをちょっと考えて、「障害」という言葉そのものを使わないような形で…。

○阿辻委員

それは中学校でもそうですか。

○松村委員

中学校でもそうです。

○阿辻委員

オリンピックとか陸上競技に出てくる「3,000メートル障害」とかというのは、でも現実社会としては使っておりますね。

○松村委員

そうですね、そう言えばそうですね。学校の中では「障害物競走」って言わない。いや、じゃ、私の行っていた学校だけかもしれない、小学校ではほとんどないはずですが…。

○阿辻委員

それは文科省に聞いた方が早いですね。

○松村委員

もう競走させないんです、1位、2位、3位って付けないので…。

○前田主査

いろいろ意見があって、これはなかなかまだまとめにくいという現状ですが、また漢字ワーキンググループでも考えてみたいと思います。

字種の追加削除で、復活希望のある「諫」、「哨」の問題。それから、2次試案で追加されたものから削除希望のあった、「錮」、「毀」、「勾」。それから、これは参考として、常用漢字表から削除する5字の復活希望、「勺」、「殳」、「銑」、「鍾」、「脹」がありますが、これらについて何か御意見ございましょうか。

○林副主査

特に今度、その点線の中ですけれども、削除希望の5字の復活についてコメントがありまして、先ほどの、人名に使う使わないというようなことがかかわってまいりますので、今の中でも特に削除候補になっているところのこの5字ですね、「勺」、「殳」、「銑」、それから「鍾」、「脹」、この辺りについて何か御意見があったら承っておきたいと思います。

○東倉委員

先ほど出久根委員からございました、この5字を人名に付けている方に、この5字が常用漢字から外れることによって、どういう不利益が出てくるかということについて明確なお答えがなかったようですけど、何かありましょうか。新しく付けられないということは分かりますけど…。

○林副主査

一つの方法としては、常用漢字表から消えても人名用漢字の中にこれを加えてもらえれば、今までどおり人名にこれらの漢字は使えるというようなこともあります。ですから、常用漢字だけで処理できるかどうかというのがちょっと…。それから、もう既にこの字を使っている方は、外れたからもうその字を使わないでくださいというわけにはいきませんから、それはそのままとなるので、これから付ける方の主として問題ですけれども、それは例えばこういう経緯を踏まえて、人名用漢字の方で、これをそこに含めるということがあれば問題ないと思います。人名に関しては、そういうことができるというようなことも

考えられると思います。

ただ、それについてはそういうことをするしない、あるいはする方法については、まだこの段階ですから、具体的なことは検討されていないということになります。

○阿辻委員

漢字ワーキンググループにおりながら、こういうことを今ごろ申し上げるのは大変自分でもじくじたるものと考えますが、個人的には、その「勺」と「𠂇」の2文字と、残りの3文字（「銑」「錘」「脹」）はちょっとグループが違うだろうという気がいたします。尺貫法で使う表現というのは、例えば富士山の登山で何合目、5合5勺とかという言い方はいたしますし、「𠂇」はかねがね言われておりますように、真珠の世界共通の単位です。それから「はないちもんめ」なんていう童謡、童謡でしょうか、遊びでしょうか、これもあります。「勺」、「𠂇」というのは、かつての伝統的な度量衡の体系が、生き残っている文化の中で使われる可能性は非常にあると私個人は認識しています。

お前は、漢字ワーキンググループで何をしていたんだと言われたら返す言葉もありませんけれども、改めてこの文字5文字を検討するという状況に立ち至るならば、単位で使う文字とそれ以外、産業で使う文字ですから、そこは分けられるんじゃないかなという気が個人的にはしています。御賛同を得られるかどうかは別問題です。

○出久根委員

私も今、阿辻委員と同じで、「勺」、「𠂇」というのは、やっぱり私どもの文化の、いろんな昔の本を読みましても尺貫法というのは必ず使われますし、これは残すべきじゃないかなという気がします。後の3文字というのは、これからの問題もないでしょうし、名前で、先ほど「銑十郎」、あるいは「森銑三」という人がいますけれども、これから付ける人というのは余りないだろうと思います。「勺」と「𠂇」は、そういう文学的な意味からも残しておきたい2文字であると思います。

○納屋委員

当用漢字表から常用漢字表に変わっていく時に、増やすことはあっても減らすことはなかったんじゃないでしょうか。やはりその中で、今、阿辻委員もおっしゃっているようなこと、出久根委員もおっしゃっているようなことを考えると、減らすということについては、やっぱり勇気が要るんだと思っています。それは今期立ち上げの時から私なんかも思っているところでして、今のことを言い始めると、「脹」という字、これは理科の方で今度はやっぱりまた問題が出てきたりということなんじゃないかなと思っていますので、これもやっぱり慎重にならざるを得ないんじゃないでしょうか。

ですから、ここでこの字はいいんだ、この字は悪いんだというふうに簡単に言えない。だけれども、やっぱり総枠で余り増やしてはということを行っている教育の関係もありますので、やっぱりこれも慎重にということにならざるを得ないんじゃないでしょうか。

○金武委員

新聞協会としては、一応削除に反対はありませんので特に意見はないのですが、個人的には確かに「勺」と「𠂇」は残してもいいかなという気がいたします。特に「𠂇」が真珠の単位というのもそうですけれども、「勺」の場合は字体の問題があって、これが常用漢字から外れた場合に、表外漢字の字体になるのかどうかというような意見もありますので、残しておけばこれは問題なくこの字体のままになります。

それから、「銑」については、銑鉄という言葉は言い換えがきかないので、新聞としては

これは特例で使うことになると思いますが、ほかの「鍾」や「脹」，特に「脹」は「張」で代用していますから問題ないと思います。ですから，個人的には「勺」，「殂」は残してもいいかなということです。

○高木委員

今，漢字が幾つか増えるということで話が少し出てきておりますが，基本的に一つ一つの漢字の意味を考えると，確かに文化的な背景がありまして意味があるものだと思います。今日話す内容ではありませんが，配布資料2の「5」のところに「教育との関係」ということがあります。今でも190字近く漢字が一気に増えることになり，中学生で大体を読んで，高校生で主な常用漢字が書けるということになりますと，教育の中で，今も漢字教育でかなりいろんな御苦勞を学校ではされていまして，そういうことを考えますと，増やすということも含めて，学校教育における漢字をどういうふうにしていくのかという問題がございます。例えば，常用漢字は増えるけれども，教育漢字というものを例えば新たに作って，学校教育で習う漢字というのをもう一度考え直すというようなことも検討いただければと思います。

○前田主査

時間が大体もうなくなってきましたので，今の議論で終わりにしたいと思います。

最初に申し上げましたように，次期も問題を検討していく，続けてやっていくことになります。それで，議論といたしましては，今日は打ち切りたいと思いますが，そのほか特に委員の方から，こういう問題について議論が必要であるという御希望や，御意見などはございましょうか。

○邑上委員

希望と言いますか，見通しをもう一度教えていただきたいと思います。今，高木委員からありましたように，次回，教育の関係のお話ができるかなというふうに思って今控えておりました。先ほど，氏原主任国語調査官から，時間を掛けて検討していくということとか，「国語に関する世論調査」のデータも参考にしていくこととか，お話がありましたが，当初の計画から少しずれるということでしょうか。答申をまとめる時期というのを教えていただければと思います。次回1月29日には今日の残りをやりますね。そして，2月4日で第9期の任期が切れるわけですが，答申は2月ということで進んでいくのでしょうか。

○氏原主任国語調査官

答申の時期ですが，昨年の8月に内閣法制局から6字の追加希望が出てきまして，全体の日程が遅れております。ですから，邑上委員がおっしゃったように，当初は2月初め，つまり今期中の答申を目指していたわけですが，それが遅れていますので，配布資料4に「2月～3月は，月に1，2回のペースで漢字小委員会を開催の予定」とありますように次期に引き続き議論していただいて，答申をおまとめいただくことになると思います。

配布資料4を改めて見ていただくと，4月以降として，国語分科会の開催予定と書いてありますのは，できればそこに漢字小委員会としてまとめた原案を持っていきたいということです。ですから，今の予定では，答申の原案に当たるものが4月以降の国語分科会で検討されて，それが了承された後で，文化審議会の総会に上げるという流れになります。ということですから，現時点では，4月の終わりから5月に掛けての辺りが答申の時期になるであろうと考えております。

○前田主査

最初に予定していたよりは、遅らせて検討していくということになるわけです。ということで、よろしいでしょうか。

○邑上委員

分かりました。

○笹原委員

先ほど出ていた読み仮名、ルビの件なんですけれども、現行の常用漢字表では、前文の中で「必要に応じて振り仮名を振る」という文言があるようでした。その議論の中でも、振り仮名というのは、長い間功罪ともにあることが指摘されていましたが、今回の議論の中では必要な場面があるというお話でした。今回の常用漢字表では、情報化社会の中での漢字使用ということなので、例えば、インターネット上で振り仮名、ルビというものがどこまで技術的に可能か、あるいは読みやすいかなんていうこともあるかと思いますので、新聞なんかもインターネット配信をされるような時代ですから、どういう用語が今回適切なのかということは、また漢字ワーキンググループなどで検討していく必要があるかなと思っています。

○金武委員

ちょっと関連いたしまして、振り仮名はいわゆるルビで横に付きますけれども、確かにネット上などで括弧して読み仮名を入れる場合もありますので、そうするとその両方の形ということと、それからルビというのはもともと業界用語だったのが普及した、今はもちろんルビでも十分分かりますけれども、どちらかと言えば、振り仮名もしくは読み仮名を入れる場合とかと、必要がある場合は、本来の日本語で表記した方がいいかなという気がいたします。

それから、ちょっと蒸し返すようなんですけれども、字種の追加・削除の中で今議論にならなかった削除希望のあったものに、禁錮の「錮」と毀損の「毀」がかなりの数で入っておりますので、これも一応漢字ワーキンググループにおいては考慮していただきたいと思います。私どもとしましては、追加の字数がちょっと多過ぎるという気持ちは持っておりますが、少ない方がいいという立場から言っても、この現在の5字のうち「勺」や「殂」が復活したとすれば、それに代わるものとしての削除だったら「錮」とか「毀」が実用的にはいいのかなと思うんです。

ついでに言えば、現在の常用漢字の中でも、「朕」とか、「虞」とか、附属の「附」、これらの方が削除しても実用上は差し支えないものが多いんじゃないかと思います。「附」はもうほとんど固有名詞として使えばいいことであって、一般用語で「付」と使い分けるのは非常に難しいと思うので、これも私としては要らないのではないかと思います。

○武元委員

新聞記事の中に、秋以降に内閣告示される見通しだという記述があったんですけれども、一般論で言って、5月あるいは6月に答申がなされて、内閣告示されるのはどれぐらいの時期になるのが普通かということをお尋ねしたい。

○氏原主任国語調査官

答申から内閣告示までの期間は、そのときによってかなり違います。例えば、前にお話ししたかと思うんですが、「常用漢字表」の時は、昭和56年3月23日に答申されて、その年

の10月1日に告示・訓令になっています。ですから、6か月ちょっとです。もっと早いのは「外来語の表記」ですね。このときには2月に答申が出て6月の終わりぐらいですけれども内閣告示・訓令になっているということで、4か月ちょっとです。その時々に応じ、これからそれぞれのところで打ち合わせていくわけですが、その作業の進行状況によって違いが出てくると思います。ただ、大体半年ぐらいというのが、これまでの例ですので、もし4月の終わりぐらいから半年後ということになると10月の終わりになります。ですから、今の流れでいくと、10月の終わりから11月ぐらいというのが内閣告示・訓令となる一つの線かなと考えております。

○前田主査

よろしいでしょうか。(→ 挙手なし。)

時間も超過いたしましたので、以上で協議を終わりにしたいと思います。本日いろいろ御意見を頂きました。これらについて修正することにつきましては、先ほど御確認いただいたとおり、この意見募集で寄せられた意見について、委員の皆様からの御意見をお伺いした上で改めて検討したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。